

D. こども・高齢者

1.子育てサークル活動支援補助

■ 事業の趣旨

子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくりの具体的施策として、親子交流や情報提供等を行う子育てサークル（以下「サークル」という。）に、活動経費の一部を補助するものです。

条件	草津市に登録されたサークルであって、下記に示す(1)から(4)の条件を全て満たすもの。 (1)未就園の乳幼児およびその保護者向けに市内において継続的に活動するものであること。 (2)サークル活動 1 回あたりの参加者のうち、市内に住所を有するものが参加者の 3 分の 2 以上であること。 (3)子育て支援事業、子育てに関する交流および相談等を主な活動の内容とするものであること。 (4)未就園の乳幼児およびその保護者 4 組以上が参加する活動を年間 5 回以上実施すること。
補助の対象	(1)報償費（サークル活動の中で、子育てに関する学習および情報交換、交流を促進するための行事等を行う際の外部講師謝礼） (2)使用料及び賃借料（サークル活動を実施する際の会場使用料） (3)消耗品費（飲食費を除いた、サークル活動にかかる文具や工作材料等の消耗品費） (4)保険料（サークル活動参加者の保険料） (5)備品購入費（サークル活動にかかる備品購入費）
補助金の額	補助金の額は、下記のとおりサークル活動回数に応じた上限額となります。 ・サークル活動回数年間 5 回以上 9 回以下は、上限 1 万 2 千 5 百円 ・サークル活動回数年間 1 0 回以上 1 4 回以下は、上限 2 万 5 千円 ・サークル活動回数年間 1 5 回以上 1 9 回以下は、上限 3 万 7 千 5 百円 ・サークル活動回数年間 2 0 回以上は、上限 5 万円
その他	この補助金制度は、「草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱」に基づき交付されます。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

こども若者部 子育て相談センター（さわやか保健センター3 階）

TEL 077-561-2339まで

2.地域サロン活動助成事業制度

■ 事業の趣旨

小地域において参加者とボランティアが企画、運営するふれあいの場の活性化を図り、社会参加が困難となった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が気軽に通える場を作るため、地域サロン（以下「サロン」という。）に助成を行います。また、新たに開設されるサロンには、開設準備金の助成を行います。

■ 活動主体 各地域サロンです。

対象となるサロンの条件	● サロンの参加者は、原則サロンのある町内に居住する65歳以上の高齢者とし、1サロンの人数は5人以上とします。（すでに町内に別のサロンがある場合は、市社協へご相談ください）。 ● 活動回数・活動時間については以下のどちらかで実施してください。 ア. 年20回以上で半日程度開催すること。 イ. 年10回以上、年19回以下で半日程度開催すること。 ● 1年間以上継続して活動できること。 ※ただし、新たにサロンを開設する場合は、開設年において6か月以上の活動期間があり、かつ翌年も継続して活動ができること。
交付金の額	● 年20回以上（上記の「ア」に該当）・・・年間50,000円 ● 年10回以上、年19回以下（上記の「イ」に該当）・・・年間25,000円 ● 新たに開設されるサロンに対しては、上記の金額以外に初年度のみ、開設準備金として年間30,000円を助成します。
申請方法	新たに開設されるサロンで助成を受けようとする場合は、市社協へご相談ください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

草津市社会福祉協議会

〒525-0032 草津市大路2丁目1-35

市民総合交流センター（キラエ草津4階）

TEL 077-562-0084 FAX 077-566-0377 E-mail : info@kusa-shakyo.or.jp